

収容定員の変更の趣旨を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

名古屋大学医学部医学科の平成20年度以降の入学定員については、平成21年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成29年度までの期限を付した3名の臨時定員増を、また、同年度に「経済財政改革の基本方針2008」に基づき5名の恒久定員増を、また、平成22年度に経済財政改革の基本方針2009を踏まえた「地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増加について」に基づき平成31年度までの期限を付した4名の臨時定員増をそれぞれ実施した。

平成29年度を期限とする3名の入学定員について、平成31年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、平成30年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の104名から107名に変更する。

これにあわせて、収容定員についても平成31年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の628名から634名に変更する。

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

今日の日本の医療は、ますます高度化するとともに、社会からの需要は多様化し量的にも増加している。必要な医療を適正に提供するためには、医師の確保が必要不可欠な状況である。

このような医療を取り巻く状況に対応するため、名古屋大学医学部医学科では、愛知県との連携による寄附講座である地域医療教育学寄附講座を設置して、地域医療を担う指導的・中心的人材の育成の使命を果たし、地域医療に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠として平成21年度から新たに後期選抜日程を設けて、学生を選抜し、受け入れている。

後期選抜日程では、医学部医学科の入学定員のうち、「緊急医師確保対策」に基づく3名を含む、5名を地域医療を担う人材である地域枠として募集しているところであり、この5名は、特別枠として、六年一貫教育カリキュラム、本学による臨床研修・研究支援体制の充実及び愛知県からの奨学金貸与により医学部卒業後、愛知県の指定する公的病院での専門医（勤務医）を目指し、一定の期間医療に従事する等の義務を果たすことにより、奨学金の返還が免除される制度を活用して地域定着を図るものである。

入学者選抜方法は、後期選抜日程により行い、大学入試センター試験の成績と調査書及び志願理由書により第1段階選抜合格者を決定し、第1段階選抜合格者に対して、愛知県の医療行政を担当する県職員を含む面接試験委員2グループによる口頭試問を行って選抜することとし、総合的に地域医療に対する強い熱意と献身の姿勢を持つものを選抜する（別添資料参照）。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

地域医療への関心を高めるため、地域枠学生について、次のとおりカリキ

ュラムの充実を継続して取り組み、地域親和性の高い医学生の養成に努める。

- (1) 課外カリキュラムとして、全学年参加の「地域医療セミナー」を年5回実施する。
- (2) 夏季休暇期間に1～4年生が学年混合班で「地域医療病院見学」を実施する。
- (3) 3年生の「基礎医学セミナー」において、愛知県との連携による地域医療教育学寄附講座に6カ月間所属し、臨床研究に携わる。
- (4) 4年生の選択講義で、ワークショップ「地域における多職種連携教育」という科目を実施し、地域の医療機関において看護・薬学・リハビリテーション科等の他専門職とどう協働していくべきかをワークショップ形式で学ぶ機会を提供する。
- (5) 6年生では、7週間にわたり愛知県内の地域医療病院で実習を行い、実習期間中には指導教員が2回ずつ指導と状況把握のために訪問する。

また、地域への定着率をより高めるため、平成30年度入学者選抜から出願要件として、入学志願者の出身高等学校等が愛知県であること、又は出願時に入学志願者の保護者の現住所が愛知県内であることを新たに追加する。

【後期日程】

選抜方法等 学部・学科名		個別学力検査等						2段階選抜		個別学力検査等の日程	備考 〔欠員の補充の方法等〕			
		実技検査等				外国語におけるリスニングテストを課す						大学入試センター試験の成績により第1段階選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行う	第1段階の選抜による合格者数	
		面接を行う	小論文を課す	実技検査を課す	定員に対する倍率								その他	
医学部	医学科	×	○	×	×	×	○	約8倍	【注】2	3月12日	追加合格			

【注】1. 各欄のうち○印は該当する場合であり、×印は該当しない場合です。

【注】2. 大学入試センター試験の成績が900点満点中720点以上の者。

医学部医学科の後期日程について

国の施策に基づき、愛知県内の地域医療を担う人材を育成するため、本学医学部医学科において、後期日程試験により（注1）2名を募集します。

本選抜の出願要件は、（注2）愛知県内出身者で卒業後に愛知県内の地域医療に従事しようとする強い意欲を持つ者としします。これには、愛知県内出身者の高校既卒者等も志願することができます。

本選抜で入学した者は、愛知県から月額15万円程度の奨学金貸与を受けることが必須となります。また、卒業後は、愛知県内の臨床研修指定病院における2年間の研修と、愛知県が指定する（注3）公的医療機関における7年間の勤務とを合わせて9年間の地域医療に従事することを義務としています。これに加え、愛知県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加すること、及び愛知県が策定する「キャリア形成プログラム（策定中）」に参加することの義務を果たすことにより奨学金の返還が免除されます。

さらにカリキュラムについては、正規カリキュラムの一部科目の履修指定及び課外学習から構成される「地域医療に関するカリキュラム」の履修を義務付けています。正規カリキュラムにおいては、3年次の基礎医学セミナーや4年次の選択講義等で、地域医療教育学講座が担当する授業の選択が必須となります。また、課外実習として、地域医療セミナー（年6回程度開催）や愛知県主催の研修会への参加も義務付けられています。

なお、「地域医療に関するカリキュラム」は年度ごとに見直されるため、カリキュラム・課外学習等の変更があり得ます。

注1 募集人員は、「緊急医師確保対策」に基づく暫定的な医学部定員増への延長申請を予定しており、変更があり得ます。募集人員については、確定次第、本学ホームページ等でお知らせします。

注2 後期日程（医学部医学科）に出願することができる者は、3頁の出願資格を有し、かつ、以下の要件のいずれかを満たす者としします。

1. 入学志願者の出身高等学校又は中等教育学校が愛知県内であること
2. 入学志願者の保護者の現住所が出願時に愛知県内であること

注3 愛知県内の医師の確保が困難な地域に所在する公的医療機関のうち、知事が指定する医療機関で、「地域の中核病院」などを想定しています。

【卒業後の勤務パターン（一例）】

下表により卒業後の勤務パターンの一例を示します。

大学1年生

大学6年生

在学期間 6年間	県内で 臨床研修 (2年間)	知事の承認を受けて 専門医(後期)研修 (3年以内) 〔うち2年間は 義務年限に算入(※)〕	県の指定する 公的医療機関に 勤務① (2年間)	県の指定する 公的医療機関に 勤務② (3年間)	県の指定する 公的医療機関に 勤務③ (2年間)

※知事が指定する専門医研修の場合は、2年間は義務年限に算入できます。

義務年限に算入されない専門医研修の場合は、公的医療機関での勤務が増えます。(③の勤務あり)

このほかに、専門研修の開始時期は、本人の希望により柔軟に対応できます。例えば、県内で2年間研修し、県の指定する公的医療機関に2年間勤務した後に、3年以内の専門研修を経て、県の指定する公的医療機関に5年間勤務することも可能です。